

学校いじめ防止委員会設置要項

広島市立広島特別支援学校

(目的)

第1条 いじめの防止等について、校長が別に定めた「広島市立広島特別支援学校いじめ防止等のための基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、児童生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

(委員会の構成)

第2条

- (1) 委員長を校長とし、副委員長を教頭、及び事務長とする。
- (2) 委員は校長が指名する。
- (3) 委員はふれあい相談窓口担当者と兼務することを妨げない。
- (4) 委員構成は、男性、女性の委員で構成する。
- (5) 委員は、校長、教頭、事務長、高等部主事、研究部（人権教育担当者）、生徒指導部、教育相談・支援主任、保健指導部、養護教諭の教職員で構成する。
- (6) 校長は必要に応じて、関係教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者の出席を認める。

(組織図)

第3条 本委員会の校内での位置付けを別途定める。

(会議)

第4条 校長は、この学校いじめ防止委員会を主宰し、会議を招集する。

(業務内容)

第5条 委員会は、いじめの防止等に係る次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた児童生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った児童生徒に対する指導
- (6) いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者等との連携等
- (8) その他いじめの防止に係ること
- (9) 教職員へのチェックリスト等の実施による注意喚起及び意識啓発
- (10) 校内研修等の企画及び実施
- (11) PTAとの意見交換
- (12) 重大な事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (13) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。

(その他)

第5条

- (1) 本委員会は、ふれあい相談窓口担当者と十分に連携を図り、業務を遂行する。
- (2) この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成25年8月21日から施行する。

附則

この改正要項は、平成26年1月7日から施行する。

附則

この改正要項は、平成26年7月14日から施行する。

附則

この改正要項は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年度「学校いじめ防止委員会」の構成について

構成員（12名）

職名	氏名	性別	備考
校長	中尾 秀行	男	委員長
教頭	山本 隆之	男	副委員長 ふれあい相談窓口
教頭	合田 和弘	男	副委員長 ふれあい相談窓口
教頭	田中 晃子	女	副委員長 ふれあい相談窓口
事務長	今田 光彦	男	副委員長 ふれあい相談窓口
部主事	片岡 由起子	女	高等部主事 ふれあい相談窓口
教諭	植田 隆司	男	生徒指導主事 ふれあい相談窓口
教諭	竹元 恵美子	女	生徒指導主事 ふれあい相談窓口
教諭	大本 市郎	男	教育相談・支援主任 ふれあい相談窓口
教諭	阿津地 一瑛	女	保健主事 ふれあい相談窓口
教諭	吉川 知紗	女	研究部人権教育担当 ふれあい相談窓口
養護教諭	山本 花栄	女	養護教諭 ふれあい相談窓口